

令和8年4月1日

群馬県国民健康保険団体連合会行動計画（第6回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることにより、全ての職員がその能力を十分に発揮することができるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 計画期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日までの3年間
- 内容

目標1：令和11年3月までに、職員の所定外労働時間を一人当たり平均年間72時間未満とする。

【対策】

令和8年4月～	所定外労働の現状を把握
計画期間内	所定外労働の原因分析等を行う
計画期間内	ノー残業デーの実施（月4回）
計画期間内	各課における実施状況の報告（毎月）
各年度末	各課における達成状況を取りまとめ、周知する

目標2：令和11年3月までに、年次有給休暇の取得日数を一人当たり年間5日以上及び一人当たり平均年間10日以上とする。
また、夏季休暇の取得率100%を維持する。

【対策】

令和8年4月～	年次有給休暇及び夏季休暇の取得状況について実態を把握
計画期間内	計画的な取得に向けた管理職への意識啓発の実施
計画期間内	年次有給休暇（夏季休暇）取得予定表の作成や、取得状況の取りまとめなどにより取得の促進を図る

目標3：計画期間内に新たに育児休業を取得可能となった男性職員の育児休業取得率を50%以上とする。

【対策】

令和8年4月～	対象職員へ育児休業制度等の周知・説明を行う
計画期間内	管理職から対象職員に対して育児休業等の取得を促す